

公告第 1 号

公売公告

令和 8 年 5 月 2 8 日

埼玉県飯能県税事務所長 小関 修 印

下記により、差押財産の公売をします。

国税徴収法第 9 5 条及び第 9 9 条の規定により公告します。

公売財産・公売保証金・見積価額	別紙公売財産目録のとおり		
公 売 の 方 法	せ り 売 り		
公売参加申込期間	令和 8 年 5 月 2 9 日 (金) 1 3 時 0 0 分から 令和 8 年 6 月 1 5 日 (月) 2 3 時 0 0 分まで		
公売保証金提供期限	令和 8 年 6 月 1 5 日 (月) 2 3 時 0 0 分まで		
せり売り 入札 開始日時	令和 8 年 6 月 2 3 日 (火) 1 3 時 0 0 分から		
せり売り 入札 締切日時	令和 8 年 6 月 2 5 日 (木) 2 3 時 0 0 分まで		
公 売 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上		
開札の日時 (入札の場合)	年 月 日 時 分	場所	
最高価申込者の決定の日時	令和 8 年 6 月 2 6 日 (金) 1 0 時 0 0 分	場所	埼玉県飯能県税事務所等
売却決定の日時	自動車・不動産	令和 8 年 7 月 3 日 (金) 1 0 時 0 0 分	場 所 埼玉県飯能県税事務所等
	動産	年 月 日 時 分	場 所
代 金 納 付 期 限	令和 8 年 7 月 3 日 (金) 1 4 時 3 0 分		
買受人についての資格その他の要件	1 国税徴収法第 9 2 条、第 9 9 条の 2 及び第 1 0 8 条に該当しない者 2 公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続をした者		
そ の 他	1 公売による権利移転に伴う費用 (登録免許税等) は、買受人の負担となります。 2 公売に参加しようとする者は、公売参加申込期間に、所定の公売参加申込手続を行う必要があります。 3 公売参加申込期間及び公売 (せり売り・入札) 期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。 4 その他については、埼玉県インターネット公売ガイドラインによります。 5 消費税法施行第 7 0 条の 1 2 第 5 項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、埼玉県が適格証明書を交付します。ただし、適格請求書発行事業者登録が対象外の場合、適格請求書を発行できません。 6 当該車両は令和 8 年 5 月 2 8 日現在、令和 8 年度自動車税が未納です。 7 公売保証金の納付方法はクレジットによる納付のみです。		
配当を受ける者の権利の申し出について	この公売財産について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を埼玉県所沢県税事務所に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、当事務所納税・個人県民税対策担当に用意してあります。		

公売手続を説明した「埼玉県インターネット公売ガイドライン」が当事務所納税担当に備え付けてあります。